

(令和 7 年 6 月 1 日現在の雇用率)

任命権者	法定雇用率 (※ 1)	法定雇用障がい者数の算 定基礎となる職員数 (※ 2)	障がい者の数 (※ 3)	実雇用率
市長	2.80%	1,205人	35人	2.90%
教育委員会	2.70%	228人	6人	2.63%
合計	2.80%	1,455人	41人	2.84%

※ 1 民間企業等の法定雇用率は2.5%となっています。

※ 2 【合計の職員数】が【市長の職員数】と【教育委員会の職員数】の和と
異なりますが、計算途中での端数による差異となっています。

※ 3 障害者雇用促進法第 3 8 条第 4 項の規定に基づいて算定した障がいのある
職員数であり、実際に雇用する人数とは異なります。

※ 職員及び障がい者の数には会計年度任用職員を含みます。